八代市元気が出る産業活性化支援事業 創設

「元気が出る補助金」制度ができました

補助率：1／2　限度額：200万円　（支援事業予算額：1億6,000万円）

市の活性化へ繋げるための支援事業を創設します。
この事業は、新商品の開発や新技術への挑戦、販路の開拓などを市内で取り組まれる人に対して支援するものです。

対　　象：下記の条件ならびに各事業の条件を満たしていること。
◆市内に1年以上居住または事業所を有していること。
◆市税を完納している人（非課税または減免措置を受けている場合は市長が証する人）。
◆本支援事業による支援を受けていないこと。
◆原則として、支援を受けようとする対象事業について、国や県、市から補助金を受けていないこと。

※申込方法など詳細については、市ホームページをご覧になるか、担当課（本庁代表電話　33-4111）へ

事業名 担当課	農業活性化支援事業 農業振興課	水産業活性化支援事業 水産林務課	林業活性化支援事業 水産林務課	商業・観光活性化支援事業 商政観光課	工業活性化支援事業 企業港湾課
対象	①経営耕地面積が30a以上または年間の農産物販売金額が50万円以上の農家およびその家族従事者 ②生産、出荷または農産物加工を行う組織であり、当該組織の規約、構成および活動目的が明確にされているもの ※農業協同組合を除く	①漁業法第2条に規定する漁業者およびその家族従事者（以下「漁業者等」） ②漁業者等で構成する生産または出荷を行う組織であり、当該組織の規約、構成および活動目的が明確にされているもの ※漁業協同組合を除く	①保有山林面積が1ha以上の林業者およびその家族従事者（以下「林業者等」） ②林業者等で構成する生産または出荷を行う組織であり、当該組織の規約、構成および活動目的が明確にされているもの ※森林組合を除く	①中小企業基本法第2条の規定に該当する製造業、建設業、鉱業、情報通信業、運輸業以外の中小零細企業者（風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当する者を除く）またはグループ、もしくは創業を予定する者 ②営業許可もしくは登録を必要としている業種については、許認可等を受けているもの ※商工会議所、商工会などのほか、大規模小売店舗法第2条第2項の規定に該当する大規模小売店舗、そのほか市から運営補助を受けている団体を除く	①中小企業基本法第2条の規定に該当する製造業、建設業、鉱業、情報通信業、運輸業の中小零細企業者、またはグループもしくは創業を予定するもの ②営業許可もしくは登録などを必要としている業種については、許認可等を受けているもの ※商工会議所、商工会などのほか市から運営補助を受けている団体を除く
補助対象事業	①新商品開発に関するもの 新商品（作物など）の導入や付加価値を高めるための取り組み ②新技術開発に関するもの 高品質化や作業の効率化などに関する新技術への取り組み ③販路開拓に関するもの 新たな需要開拓に関する取り組み ※既存の機械器具や施設、付帯設備などの更新、一般普及機械器具の購入は除く			①新商品の開発に関するもの ②新技術開発に関するもの 新製造技術の研究、開発、導入 ③新事業展開に関するもの（商業関係） ④販路（誘客）開拓に関するもの 新たな販売ルートまたは需要開拓に関する取り組み ※学術連携を含む ※既設の設備や施設などの改修改造は除く	
補助率額	活動に要する対象経費の1/2（上限200万円）				